



「石狩川水系豊平川河川整備計画〔変更〕（原案）」

について意見を募集します

北海道開発局では、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策を具体化する流域治水プロジェクト2.0等を踏まえた石狩川水系豊平川河川整備計画の見直しを進めるにあたり、河川法第16条の2第4項の規定に基づき、関係住民の方々からご意見をいただくため、下記のとおり「石狩川水系豊平川河川整備計画〔変更〕（原案）」の「縦覧」「住民説明会」「公聴会」を開催し、住民の皆さまから幅広くご意見を伺います。

記

- 縦覧場所：札幌市、江別市、北広島市、石狩市、当別町、札幌開発建設部、札幌河川事務所、江別河川事務所
また、札幌開発建設部ホームページでも閲覧いただけます。
- 縦覧期間：令和6年6月10日（月）から令和6年7月10日（水）まで
（各機関の開庁時間内に限ります。）
- 住民説明会：令和6年6月18日（火）18：00～
札幌市東区民センター（札幌市東区北11条東7丁目1-1）
令和6年6月21日（金）18：00～
札幌市豊平区民センター（札幌市豊平区平岸6条10丁目）
令和6年6月24日（月）18：00～
札幌市南区民センター（札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1）
令和6年6月25日（火）18：00～
札幌市中央区民センター（札幌市中央区南2西10丁目）
令和6年6月27日（木）18：00～
札幌市白石区民センター（札幌市白石区南郷通1丁目南8）
- 意見募集期間：令和6年6月10日（月）から令和6年7月10日（水）まで
（郵送の場合は当日必着、FAX・メールは17：00までの送信分有効）

5. 公 聴 会： 令和6年7月24日（水） 18：00～
札幌市中央区民センター（札幌市中央区南2西10丁目）
6. そ の 他： 詳細を別紙に記載しておりますので、ご確認ください。

* 河川法第16条の2第4項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

〔参考〕札幌開発建設部ホームページ（石狩川水系河川整備計画）

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh4000000hzt9.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

河川計画課 課長 森田 共胤（電話番号 011-611-0329 ダイヤルイン）

流域治水対策専門官 宮下 綾太（電話番号 011-611-0329 ダイヤルイン）



札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>

「石狩川水系豊平川河川整備計画〔変更〕（原案）」に対する意見募集について

令和6年6月10日

北海道開発局では、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策を具体化する流域治水プロジェクト2.0等を踏まえた河川整備計画の見直しを進めるにあたり、「石狩川水系豊平川河川整備計画〔変更〕（原案）」について、住民の皆さまから幅広くご意見を伺います。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

豊平川流域の市町（札幌市、江別市、北広島市、石狩市、当別町）にお住まいの皆様等、関係住民の皆様から「石狩川水系豊平川河川整備計画〔変更〕（原案）」に関するご意見を伺います。

2. 意見募集期間

令和6年6月10日（月）～令和6年7月10日（水） 17：00必着
（郵送の場合は当日必着、FAX・メールは17：00までの送信分有効）

3. 提出方法

意見は、別添の意見書に記入していただくか、下記①から⑦の項目を記入していただいたものを電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で、以下4. まで提出してください。

- ① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名、担当部署名、担当者名）
- ② 住所（市町名）
- ③ 連絡先（電話番号又はメールアドレス）
- ④ 年代（20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上）（企業・団体の場合は不要）
- ⑤ 豊平川との関わり
- ⑥ 意見
始めに「石狩川水系豊平川河川整備計画〔変更〕（原案）」の該当箇所（章、ページ）を記入してください。
- ⑦ 公述の希望確認

4. 提出先

○電子メールの場合

hkd-sp-toyohira-henkou * gxb.mlit.go.jp (*を@に変えて送付してください)

件名に「石狩川水系豊平川河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局宛と明記してください。

○郵送の場合

〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 河川計画課

「石狩川水系豊平川河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局 宛

○FAXの場合

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 河川計画課

「石狩川水系豊平川河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局 宛

FAX番号：011-611-4210

5. 注意事項

- (1) 意見が200文字を超える場合は、あわせてその内容の要旨(200字以内)を記載いただきますようお願いします。
- (2) 日本語で記入してください。
- (3) いただいたご意見とともに、属性(市町名、年代)を公表する場合があります。
- (4) 電話でのご意見は受け付けておりません。
- (5) 皆様からいただいた意見に対して、同様の意見の数にかかわらず、その論点を整理し、論点ごとに考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承ください。
- (6) 期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

- (1) インターネットからの資料入手
札幌開発建設部ホームページ

(石狩川水系豊平川河川整備計画[変更](原案)の縦覧及び意見募集について)
https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh400000hzt9.html

(2) 資料の入手等の場所

募集期間中(土日祝日を除く開庁時間)は、以下の場所において、「意見募集要領」及び「意見提出様式」の入手が可能です。また、「石狩川水系豊平川河川整備計画[変更](原案)」の縦覧を行っています。

- ・ 札幌市下水道河川局庁舎 5階 下水道河川局河川事業課
(札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)
- ・ 江別市建設部土木事務所
(江別市元江別本町21番地)
- ・ 北広島市役所 4階 建設部建設総務課カウンター
(北広島市中央4丁目2-1)
- ・ 石狩市役所 2階 建設部建設総務課前カウンター
(石狩市花川北6条1丁目30-2)
- ・ 当別町役場 2階 総務課カウンター
(石狩郡当別町白樺町58-9)
- ・ 札幌開発建設部本部(札幌市中央区北2条西19丁目)
※ 事前に来庁日時のご連絡をお願いいたします。
TEL: 011-611-0329
- ・ 札幌開発建設部札幌河川事務所
※ 事前に来庁日時のご連絡をお願いいたします。
TEL: 011-581-3235
- ・ 札幌開発建設部江別河川事務所
※ 事前に来庁日時のご連絡をお願いいたします。
TEL: 011-382-2358

7. 住民説明会

石狩川水系豊平川河川整備計画[変更](原案)に関する住民説明会を以下の日程で行う予定です。説明時間は1時間程度を予定しております。

○日時/場所:

- 令和6年6月18日(火) 18:00~/札幌市東区民センター
(別館 村川ビル(分室) 2階集会室C)
- 令和6年6月21日(金) 18:00~/札幌市豊平区民センター
(2階視聴覚室)
- 令和6年6月24日(月) 18:00~/札幌市南区民センター
(2階区民ホール)

令和6年6月25日(火) 18:00~/札幌市中央区民センター
(2階区民ホール)

令和6年6月27日(木) 18:00~/札幌市白石区民センター
(白石区複合庁舎5階区民ホール)

8. 公聴会の開催

石狩川水系豊平川河川整備計画[変更](原案)に関する公聴会を以下の日程で行う予定です。

○日時/場所:

令和6年7月24日(水) 18:00~/札幌市中央区民センター
(2階つどいA・B)

9. 公聴会の実施方法

- (1) 公述人は予め提出していただいている意見書の範囲で公述いただきます。
- (2) 公述時間は一人当たり15分以内を目安とさせていただきますが、公述していただく人数が多数の場合、短縮させていただくことがあります。
- (3) 公述人は公聴会での質問はできません。
- (4) 北海道開発局は公聴会では説明を行いません。
- (5) 公述希望者が多数の場合には、提出された意見書を踏まえ、公述人の選定をさせていただきます。なお、選定の結果は公述希望者全員に文書でご連絡いたします。
- (6) 公述人は代理人への公述依頼はできません。
- (7) 傍聴人が多い場合には入場制限をさせていただくことがあります。
- (8) 傍聴人は公聴会において意見を述べることはできません。
- (9) 交通費は支給されません。
- (10) 公述の希望者がいない場合は、公聴会を中止させていただきます。中止の場合は、札幌開発建設部 HP にてご案内いたします。

<応募手続等に関する問い合わせ>

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 河川計画課

TEL: 011-611-0329

石狩川水系豊平川河川整備計画[変更] (原案)に関する

意見書

(郵送・またはFAX用) ※メールの場合は以下の内容が分かるよう記載ください。

令和 年 月 日

北海道開発局 札幌開発建設部 河川計画課 宛

フリガナ

①氏名 _____ ④年代 _____

②住所 (市町名) _____

③連絡先 (電話番号又はメールアドレス) _____

⑤豊平川との関わりについてお書きください (例: 豊平川を散歩等で利用している)

⑥意見

石狩川水系豊平川河川整備計画 [変更] (原案) の該当箇所 第 _____ 章 _____ ページ

※上記の記入欄が不足する場合は、本意見書と併せて別紙で提出して下さい。

※頂いたご意見は、公述を希望しない場合でも氏名・連絡先を除いて公表する場合がございます。

※ご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。

⑦公聴会での公述について (○印を付けてください)

公 述	・希望します	・希望しません
-----	--------	---------

※公述を希望される方は、時間帯やご意見の内容等について確認させていただく場合がございますので、日中に連絡のとれる連絡先 (電話番号) を御記入ください。

連絡先 (電話番号) _____

※氏名等の個人情報は河川整備計画策定以外に使用することはありません。

FAX : 札幌開発建設部河川計画課 011-611-4210